

湯河原町火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町規則第8号

湯河原町火災予防条例施行規則の一部を改正する規則
湯河原町火災予防条例施行規則（平成7年湯河原町規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条の表中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備・一般サウナ設備」に改める。

様式第4号中

熱風炉・炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・冷暖房機・ヒートポンプ・乾燥設備・サウナ設備・火花を生ずる設備・放電加工機

を 熱風炉・炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。